

令和6年4月1日

## ウィークリースタンス実施要領（請負工事）

日本下水道事業団

### 1. 目的

労働時間の上限規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、業務を円滑かつ効率的に進めるため、一週間における受発注者間相互のルールやスタンスなどを目標として定める。

### 2. 対象

すべての請負工事

### 3. 取り組み内容

各企業の働き方改革への取り組みが異なること、工事内容による取り組み方が異なることが考えられるため以下に示す項目の内容について、受発注者間で確認・共有した内容を施工計画書に記載する。ただし、災害復旧工事などの緊急を要する場合は、この限りではない。

#### 【設定項目】

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- (2) 休前日（金曜日）は新たな依頼を行わない
- (3) 16時以降の打合せ、現地立会を行わない
- (4) 作業を依頼する場合は作業内容に見合った作業期間を確保する
- (5) ノー残業デーは勤務時間外に依頼を行わない
- (6) Web 会議を積極的に活用する

#### 4. 進め方（案）

- ①工事契約後の初回打合せにおいて、受発注者の働き方改革への取り組みおよび工事内容を考慮した取り組みを共有する。
- ②取り組みは、工事打合せ簿にまとめる。

#### 工事打合せへの記載例

##### ウィークリースタンスの取組について

受発注者で取り組むウィークリースタンスは以下とおりとする。なお、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- (2) 休前日（金曜日）は新たな依頼を行わない
- (3) 16時以降の打合せ、現地立会を行わない
- (4) 作業を依頼する場合は作業内容に見合った作業期間を確保する
- (5) ノー残業デーは勤務時間外に依頼を行わない
- (6) Web 会議を積極的に活用する